

# 和泉市立人権文化センター建物管理業務委託に係る 公募型指名競争入札(郵便入札)実施要領

## 1. 公募型指名競争入札に付する事項

### (1) 事業名

和泉市立人権文化センター建物管理業務委託

### (2) 事業概要

和泉市立人権文化センターが管理している建物(本館、王子町分館及び幸分館をいう。以下同じ。)及び敷地内の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、人権文化センターの環境を常に最適な状態に保ち、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持するとともに、次の内容を実現することを目的とする。

#### ① 責任の所在の明確化と迅速な対応

複数の業務を包括化して委託することにより、業務遂行に当たっての責任の所在を明確にし、適切な指示やそれに対する迅速な対応を実現する。

#### ② 業務の効率化

同一の委託スタッフが複数の業務を担うことにより、業務の効率化を目指す。

#### ③ 市の事務管理負担の軽減とコストの最適化

市職員による建物管理に関する調整業務等を委託者が担うことにより、事務管理の効率化とコスト抑制を図る。

#### ④ 施設の良好な状態の維持管理

建物および諸設備を定期的に巡回点検し、不具合箇所の早期発見、それらを通して事故の未然防止に努めると共に営繕計画への最適化を図る。

### (3) 履行場所

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日～令和11年6月30日

### (5) 履行期間

令和8年7月1日～令和11年6月30日(3年間)

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

### (6) 入札予定価格

月額 2,859,091 円(税抜)

※本業務履行(36 月間)で必要となる全ての諸経費等を含めた額から毎月払いとする。

・予定価格(税込) 3,145,000 円/月

・入札比較価格(税抜) 2,859,091 円/月

・最低制限価格(税込) 2,359,000 円/月

・入札最低制限価格(税抜) 2,145,000 円/月

### (7) 仕様書等関係図書配布

配布方法:和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

<配布資料>

実施要領(本資料・資料1)、仕様書(資料2-1~5)、業務委託契約書案(資料3-1,2)、公募型指名競争入札参加申請書(資料4)、質問書(資料5)、辞退届(資料6)、入札書(資料7)、積算内訳書(資料8)、入札立会人委任状(資料9)、郵便入札について(資料10)、郵便入札注意事項及びチェックシート(資料11)、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱(資料12)、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得(資料13)、本館及び両分館概略図(資料14)、指定封筒作成案内(資料15)

<和泉市公式ホームページ>

## 2. 入札参加資格に関する事項

本入札の参加申請時点において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ① 和泉市における令和6年度及び令和7年度入札参加資格(登録区分は問わない)を有していること。
- ② 本入札公表日から起算して過去5年間で本業務(複数業務を総合的に統括管理する建物管理業務をいう。)と同種または類似した業務の契約を元請として2件以上締結し、かつ適正に履行した実績を有する者。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の、建築物環境衛生総合管理業の登録をしている者であって、本業務において建築物環境衛生管理技術者を選任できること。
- ⑥ 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止などを、本業務の申請日時点から入札日まで間で受けていないこと。
- ⑦ 法令違反により大阪府から参加停止措置を本業務の申請時点で受けていないこと。
- ⑧ 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年間にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- ⑨ 参加申請書の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から参加停止措置を受けている者又は和泉市参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止措置若しくは指名回避措置を受けている者でないこと。
- ⑩ 市税(和泉市内に本店、支店及び営業所等が存在する場合)及び国税の滞納がないこと。
- ⑪ 別紙「和泉市立人権文化センター建物管理業務委託仕様書(資料2-1～5)」に基づく業務が確実に遂行できること。

## 3. 入札スケジュール

本業務に係る入札のスケジュールは以下のとおりとする。

項番	項目	日程等
1	入札公表日	令和8年4月22日(水)
2	参加申請書の提出締切	令和8年5月12日(火) 16:00
3	参加資格決定通知	令和8年5月19日(火)
4	現場確認期間	令和8年5月20日(水)までに連絡・調整のうえ 令和8年5月20日(水)から令和8年5月22日(金)まで (現場確認実施時間9:00から16:00まで)
5	質問書受付終了	令和8年5月27日(水) 12:00
6	質疑回答期日	令和8年6月1日(月) 17:00
7	配達指定日	令和8年6月9日(火)
8	開札日	令和8年6月10日(水) 11:00
9	委託業務開始日	令和8年7月1日(水)
10	委託業務完了日	令和11年6月30日(土)

#### 4. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 提出期間:令和8年4月22日(水)から令和8年5月12日(火)16時まで
- ② 提出先:〒594-0023 大阪府和泉市伯太町六丁目1番20号  
和泉市立人権文化センター本館 2階事務所 (平日9時~17時)
- ③ 提出書類:・公募型指名競争入札参加申請書(資料4)及び添付資料(契約書の写し)  
・担当者名刺
- ④ 提出方法:郵送(提出期間内必着(着払不可)とする。)

#### 5. 指名通知の通知日時及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書(及び入札書等郵送用指定封筒作成案内)を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった参加者に対してはその旨等を通知する。

- ① 通知日時:令和8年5月19日(火)
- ② 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

#### 6. 現場確認の申請条件及び方法

現場確認期間として令和8年5月22日(金)まで設けているので現場確認を希望する者は、以下の条件を踏まえて対応すること。なお、現場での質疑については一切不可とする。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書を提出していること
- ② 日程調整等を行うため、令和8年5月20日(水)16時までに和泉市立人権文化センターまで電話連絡(0725-44-0030)すること。以後の受付は一切行わない。

#### 7. 質疑書の提出期間及び方法

上記5.で指名を受けた者は質疑有無に関わらず、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 提出期限:令和8年5月27日(水)正午まで
- ② 提出書類:質疑書
- ③ 提出方法:電子メール(jinbun-c@city.osaka-izumi.lg.jp)で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

#### 8. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

- ① 通知日時:令和8年6月1日(月)17時まで
- ② 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

#### 9. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則(昭和39年和泉市規則第12号)第90条に該当する場合は免除とする。

#### 10. 入札方法

公募型指名競争入札(郵便入札)

- (1)本入札は郵便入札にて執り行う。

- (2)入札参加者は、「和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱」、「郵便入札について」を熟読の上、配達指定日に到達するよう入札書等を郵送すること。
- (3)消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、一切の諸経費等を含めて見積った契約希望金額(3カ年分総額)から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額(月額)を入札書等に記載すること。
- (4)入札参加者の中から入札立会人を1名、市が選任するため、選任された場合は立合わせる。立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札参加者心得」を参照すること。また、入札参加者の傍聴は可とする。
- (5)落札者の決定について、入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合、当該入札者は、抽選くじを辞退することは出来ず、当該入札参加者から選定した入札立会人により抽選くじを行うものとする。

## 11. 郵送書類及び郵送方法

### (1)提出書類

- ① 入札書(資料7)(和泉市公式市ホームページからダウンロード)
- ② 積算内訳書(資料8)(和泉市公式市ホームページからダウンロード)

### (2)郵送方法

入札書等郵送用指定封筒(公募型指名競争入札参加資格通知書送付時に作成案内配布)に(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

- ① 次のいずれかの方法で郵送すること
  - ア、一般書留
  - イ、簡易書留
- ② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をすること
  - ア、配達日指定郵便
  - イ、配達時間帯指定郵便  
(配達時間帯の区分が「午前8時から午前12時まで」であること)

### (3)提出先

〒594-0023 大阪府和泉市伯太町六丁目1番20号  
和泉市立人権文化センター

## 12. 配達指定日

令和8年6月9日(火)

「11. 郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

## 13. 入札(開札)執行の日時及び場所

### (1)日時

令和8年6月10日(水) 午前11時00分

### (2)場所

和泉市立人権文化センター4階第一研修室  
〒594-0023 大阪府和泉市伯太町六丁目1番20号

## 14. 契約書作成の要否

要 別紙『契約書案』『仕様書』参照

※和泉市では電子契約を導入しています。契約締結方法(紙契約・電子契約)は選択制です。

電子契約の詳細は市ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/keiyaku/gyoumu/19248.html>)

## 15.その他入札について必要な事項

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、和泉市財務規則第104条に該当する場合は免除とする。

### (2) 違約金の徴収

落札者が契約を締結しないときは、和泉市財務規則第95条の2第2項により落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

### (3) 契約の締結

落札者は、落札決定日から7日以内に入札書に記載された金額で契約を締結しなければならない。正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

### (4) 契約金額の決定

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする(ただし、端数は円未満切捨て)。

### (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (6) 支払方法

受注者から各月において業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき、毎月支払う。詳細は業務委託契約書案(資料3)参照のこと。

### (7) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

### (8) 入札の無効及び失格事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第8条、第9条に記載

## <問合先・提出先>

〒594-0023 大阪府和泉市伯太町六丁目1番20号

和泉市 総務部 人権・男女参画室 人権文化センター 山野 村原

TEL:0725(44)0030

受付:祝日を除く平日(月～金)9時～17時

メール:jinbun-c@city.osaka-izumi.lg.jp

## <参考>

### 和泉市財務規則

(入札保証金の納付の免除)

第 90 条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第 104 条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。